

貨物概要

窓枠を構成する各種の形状の断面及び長さを有するアルミニウム製の型材のセット。ネジ締めにより組み立てると窓枠（アルミサッシ）となるもの。

分類

関税率表第 7610.10 号（統計番号 7610.10-000）のアルミニウム製の窓枠

分類理由

窓枠としては未完成品ですが、簡単な組み立て作業のみにより窓枠となるように、各種の形状及び長さ加工されているものですので、窓枠の完成品としての重要な特性を有しているものと認められます。

したがって、関税率表の解釈に関する通則 2 の規定により上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）